



## 成果あがる

### 愛鷹山系ルートでの遭難救助訓練

昭和52年度静岡県山岳遭難防止対策協議会富士支部遭難救助訓練及び愛鷹山系ルート点検整備が11月19日の日曜日、市と吉原山岳会、えびの尾山岳会、日産山岳会、大昭和山岳会に市役所山岳会、富士警察署、市消防署レインジャーなど総勢80名が

参加して行われました。救助訓練は同日未明、愛鷹山系割石沢出合上部付近で男子パーティが滑り落ち、救助を求めているとの通報があった、うち2名は全身打撲で重体の模様、すみやかな搜索及び救出が必要となったという想定です。

まず須津山荘に訓練本部を置き、さらに前進基地を割石沢出合に設けここから1班から5班の救助班がそれぞれ第1ルンゼ、第2、第3ルンゼ方面へ無線で連絡をとりながら救出に向い、ようやくザイルを使って無事に遭難者全員を救出、前進基地へ救助用の担架で搬入して訓練を終り予期以上の成果をあげました。

一方、第5班は須津川沿いルートの確保とペンキなどで指導標の補修作業を行いました。

# 富士市長選挙・富士市議会議員補欠選挙 投票日は12月25日

市長選挙及び市議会議員補欠選挙は、12月25日、市内48カ所の投票所で行なわれます。市の政治を託す人を選ぶ大事な選挙です。自分の信念にもとづいて投票しましょう。

この一票 まかせて悔いのない人へ

## 投票所入場券

入場券は、ハガキで個人あてに郵送します。投票のできる人は、昭和52年9月13日までに住民登録の届出がすんでいて、昭和32年12月26日までに生まれた人です。該当する人で12月20日ごろまでに入場券が届かないときは、お手数ですが、市選挙管理委員会事務局（電話51-0123・内線459）へお問い合わせください。

入場券には、ミシンが入れてありますが、切り取らないように注意してください。なお、12月1日から投票日までに市内を転居した人は、転居前の投票所で投票をしてください。また、入場券を受取った人で投票日までに市外へ転出した人は投票することができません。



この一票 明るい暮しの窓ひらく

## 不在者投票

投票の当日、次のような理由で投票ができない人は不在者投票ができます。不在者投票ができる期間は、告示日（12月15日）から投票日の前日（12月24日）までです。時間は午前8時30分から午後5時まで、市庁舎7階（北側）の市選挙管理委員会事務局で不在者投票ができます。

投票日が近くになりますと、たいへん混雑しますので早めに不在者投票をすませるようにしてください。

### 不在者投票ができる人

- 投票日に仕事で他市町村へ出張したり、または他市町村において勤務に従事している人。
- 新婚旅行や近親者の法事などやむをえない理由で他市町村へ旅行する人。
- 指定病院に入院中の人で病院長に申出た人。市内で該当する病院は市立中央病院、吉原病院、米山病院、大富士病院、芦川胃腸科病院、鷹岡病院です。

## 立会演説会 =市長選挙のみ=

12月19日 午後6時30分 富士文化センター

12月20日 午後6時30分 吉原市民会館

候補者の政見などを有権者に知っていただくために全候補者が、一つの会場に集まって行るのが、立会演説会です。候補者を知るもっともよい機会ですので、おでかけください。会場は、駐車場がないので、車はご遠慮ください。

## 投票

投票時間は12月25日午前7時から午後6時まで（勢子辻は午後4時まで）です。投票は最初に市長選挙、次に市議会議員補欠選挙の順で行ないます。おまちがいのないようにご注意ください。

# 開票は即日 午後8時から市立体育館で

## 開票

12月25日 午後8時 市立体育館で

開票は即日開票です。12月25日午後8時から、市内御幸町の市立体育館で行ないます。開票結果は、第1回目を午後9時に発表します。このほか広報無線でも放送します。

一票の重さに  
関取もびっくり!!



## やってはいけない選挙運動

- ◆戸別訪問…選挙に関し、投票依頼を目的に家の中はもちろん庭先や事務所、勤務先などを訪ねることはできません。
- ◆署名運動…投票依頼を目的に有権者から署名を集めることはできません。
- ◆飲食物の提供…選挙運動に関し、いかなる名義であっても飲食物を提供することは違反です。(ただし湯茶と通常用いられる程度の菓子はよい。)また、陣中見舞として飲食物を持ってゆくことも禁止されています。
- ◆氣勢を張る行為…自動車や自転車をつらねたり、鉢巻やタスキがけで隊列を組んで行き来することは有権者を威圧し、判断を迷わすものとして禁止されています。
- ◆文書等の回覧…選挙運動のために文書やビラなどを回覧板などで各家庭に回覧することは違反です。なお、文書やビラなどを出す場合も制限を受けます。

## 誰にでもできる選挙運動

- ◆電話依頼…電話を利用して選挙運動をすることはさしつかえありません。従って電話で友人や知人に支持している候補者への投票依頼ができます。
- ◆個々面接…戸別訪問は禁止されていますが、デパート、電車、バスの中、あるいは道路等で、たまたま知人等に会った時にその機会を利用して投票依頼することができます。



この一票だけは  
夫にしたがうまい

## 選挙運動用ポスターについて

- ◎ポスターの数…市長、市議補欠選挙とも1候補1200枚
- ◎掲示できる場所…個人の建物、所有物などで、その所有者又は管理者の承諾を得なければなりません。公共物、街路樹などには掲示できません。
- ◎その他…ベニヤ板等で裏打ちしてもよい。  
・選管発行の証紙が貼ってなければなりません。
- ◎告示後は選挙運動用ポスターと確認団体の政治活動用ポスター(市長選挙のみ)だけしか掲示できません。告示前から電柱などに貼られている後援会等のポスターで期日の過ぎたものは違反となります。告示後はこれらのポスターはいっさい掲示できません

# 市の財政を公表します



## 富士市告示第89号

地方自治法第243条の3第1項の規定に基づく「富士市財政事情の公表に関する条例」の定めるところにより昭和52年4月1日から昭和52年9月30日までの間における富士市の財政事情を次のように公表します。


昭和52年12月1日

富士市長 渡辺彦太郎

## ■はじめに


本市の財政事情を市民の皆さんに理解していただくため毎年上半期（4月から9月）、下半期（10月から3月）に分けて12月と6月に「富士市の財政」を公表することになっております。

今回は、昭和52年4月1日より昭和52年9月30日に至る昭和52年度の財政状況並びに昭和51年度決算見込みについて報告し、皆さんの市政に対する御理解と御協力をお願いするものであります。

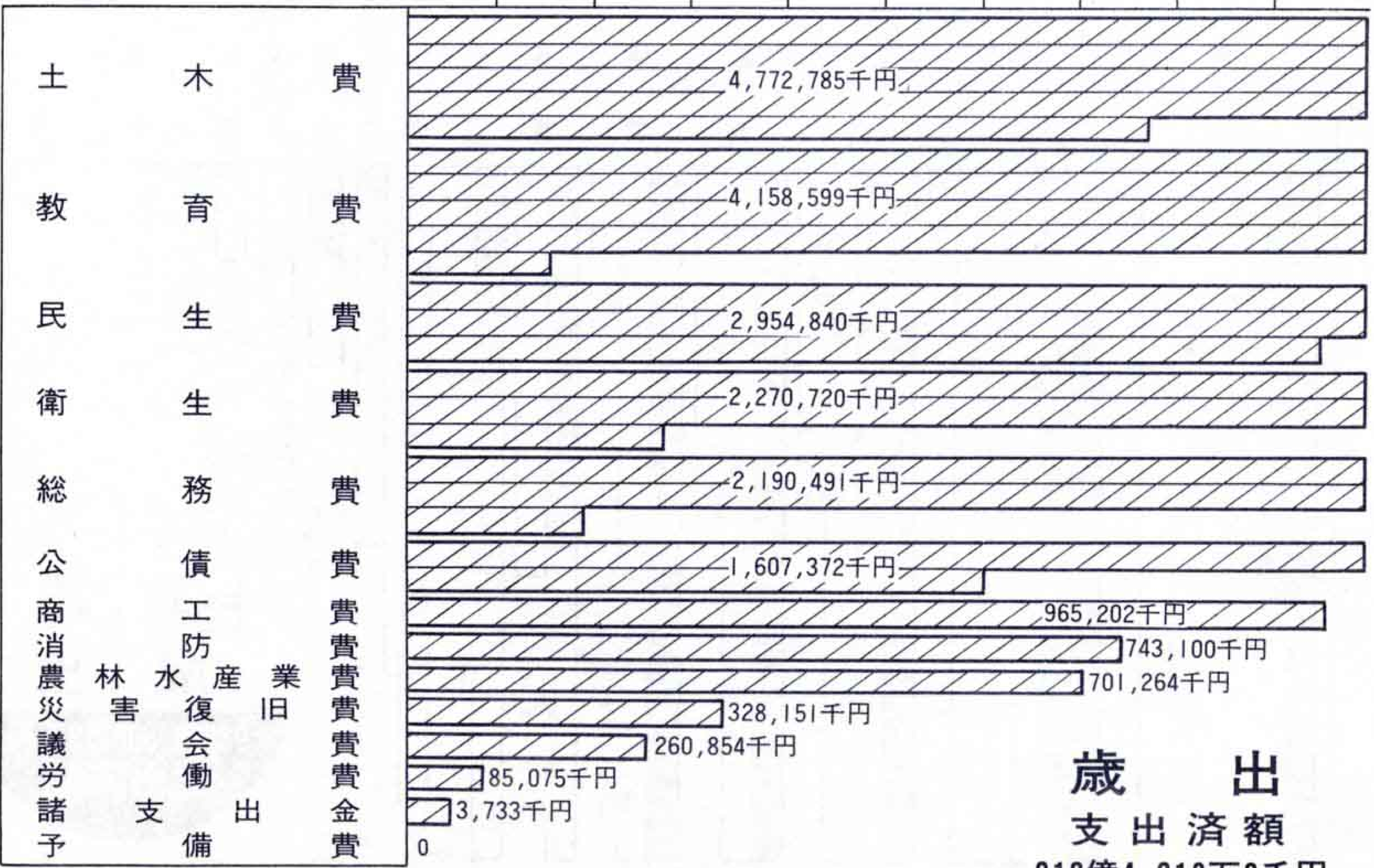



## 昭和52年度 一般会計歳入予算の執行状況

(昭和52年9月30日現在)



# 昭和51年度 一般会計 決算見込の状況



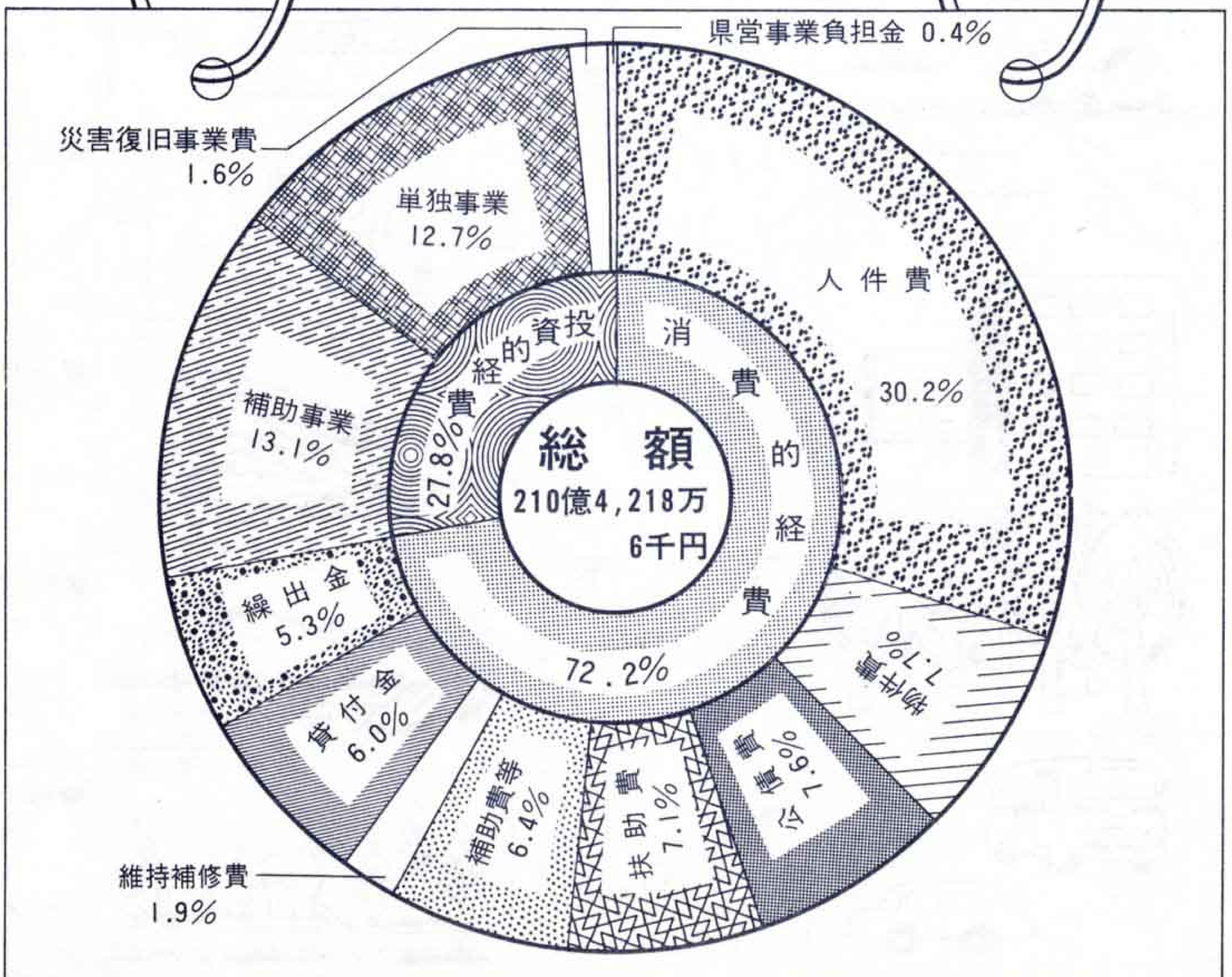
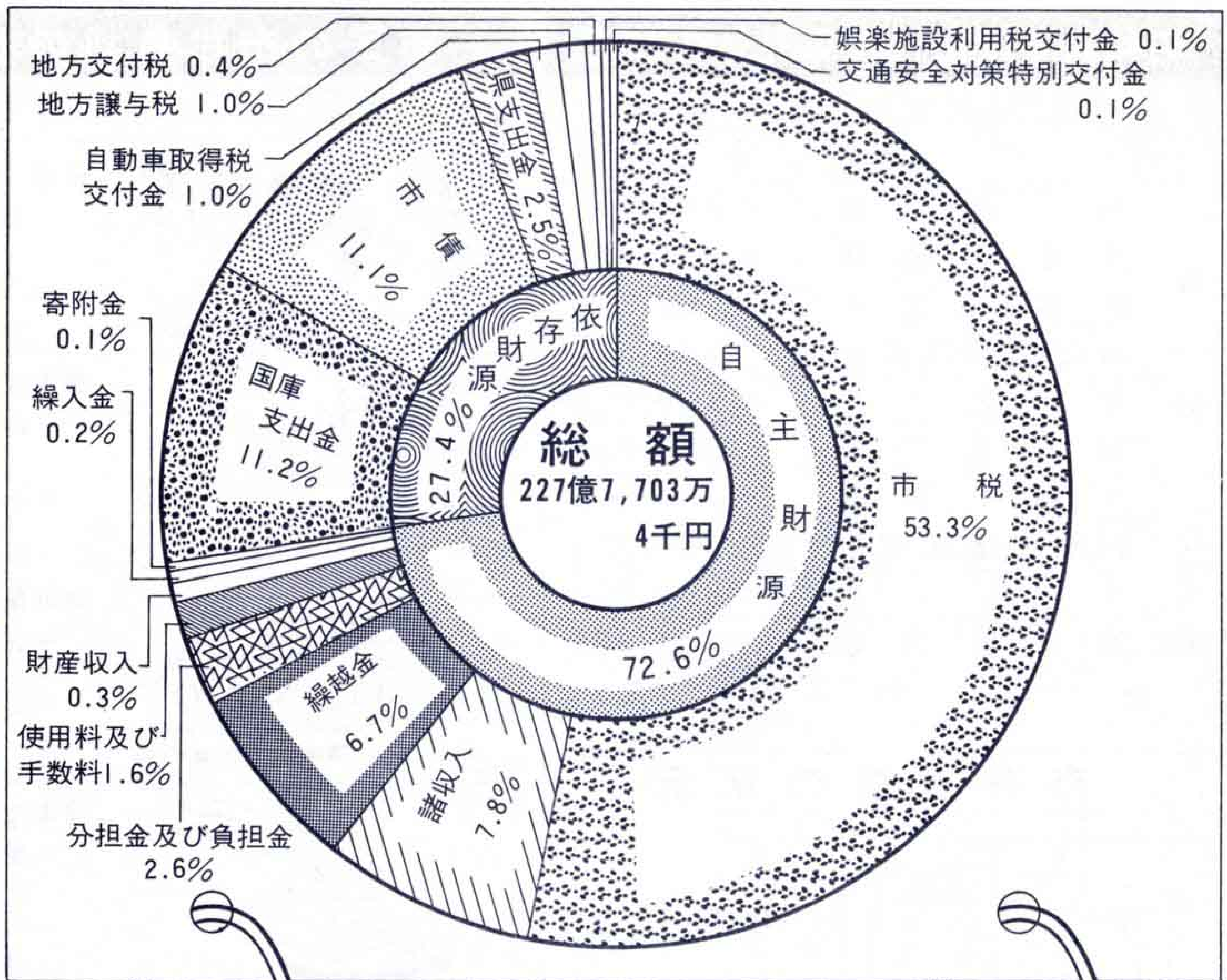
歳入

財源の内訳

51年度財政構造の状況

歳出

経費の内訳



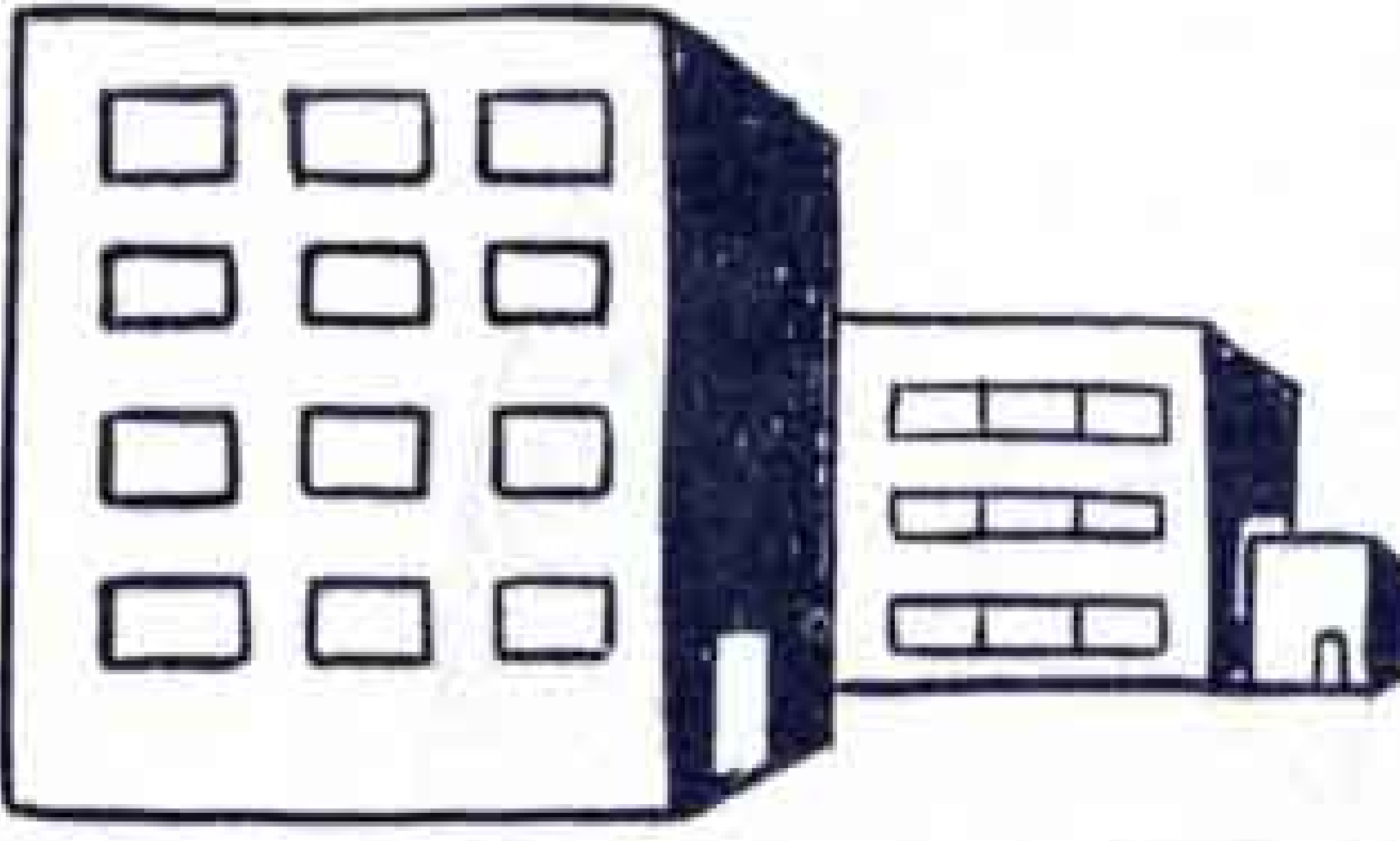

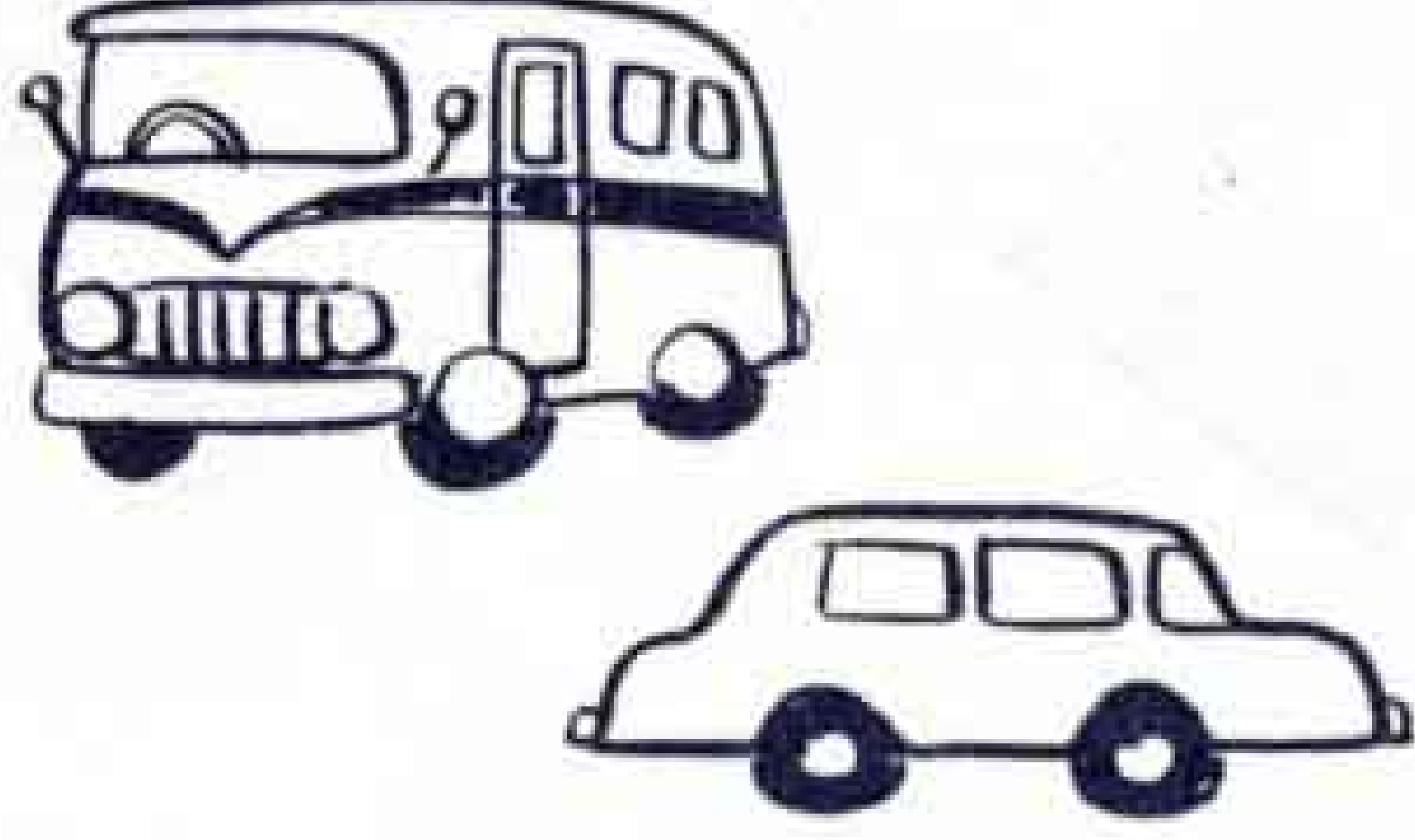


### 昭和51年度市税決算見込の状況

(単位千円)

税目	決算額
市民税	4,962,216
固定資産税	4,765,521
軽自動車税	52,728
市たばこ消費税	416,528
電気税	1,100,220
ガス税	36,165
木材引取税	1,588
特別土地保有税	355,231
小計	11,690,197
目的税 都市計画税	441,326
合計	12,131,523




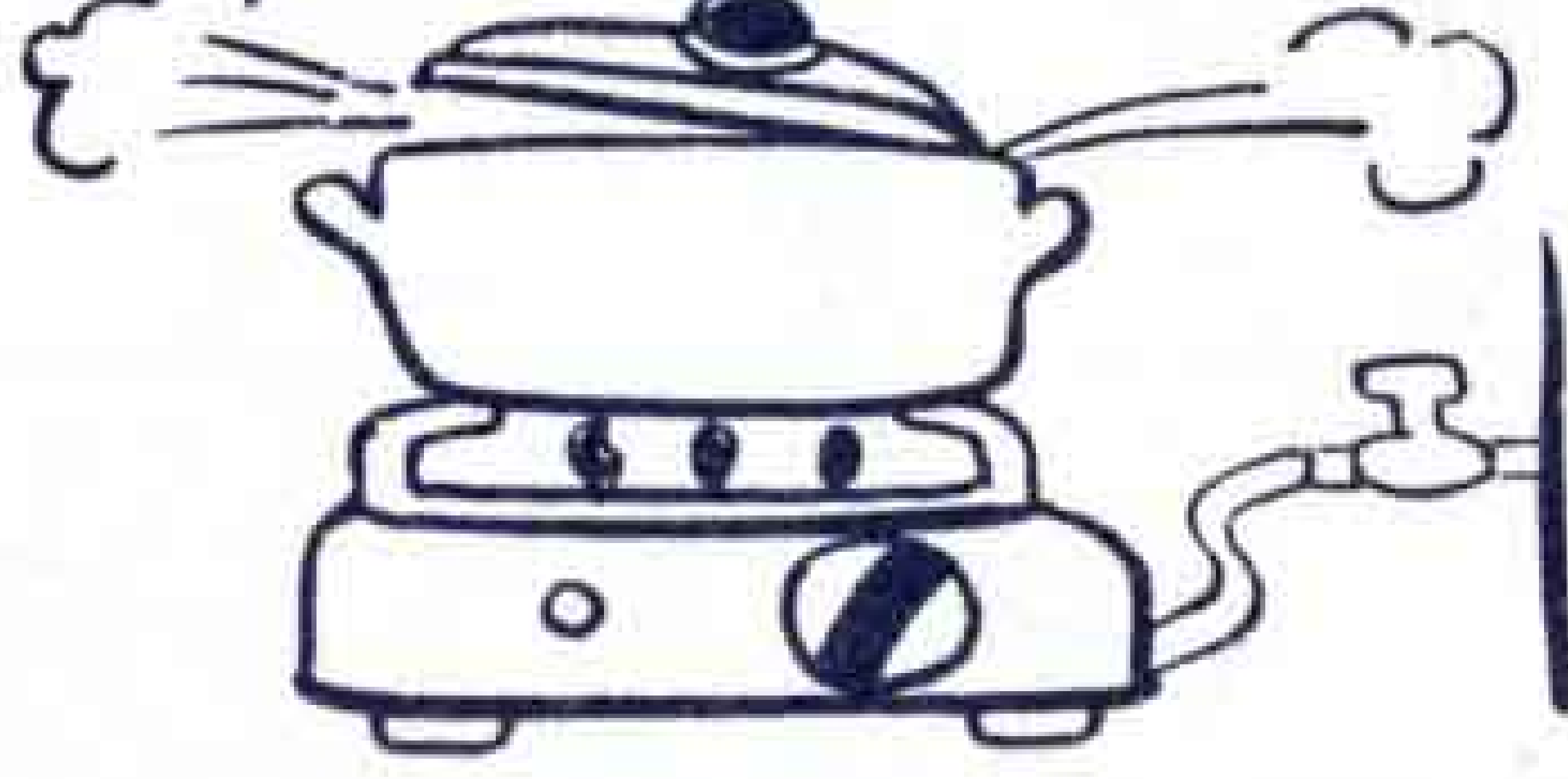
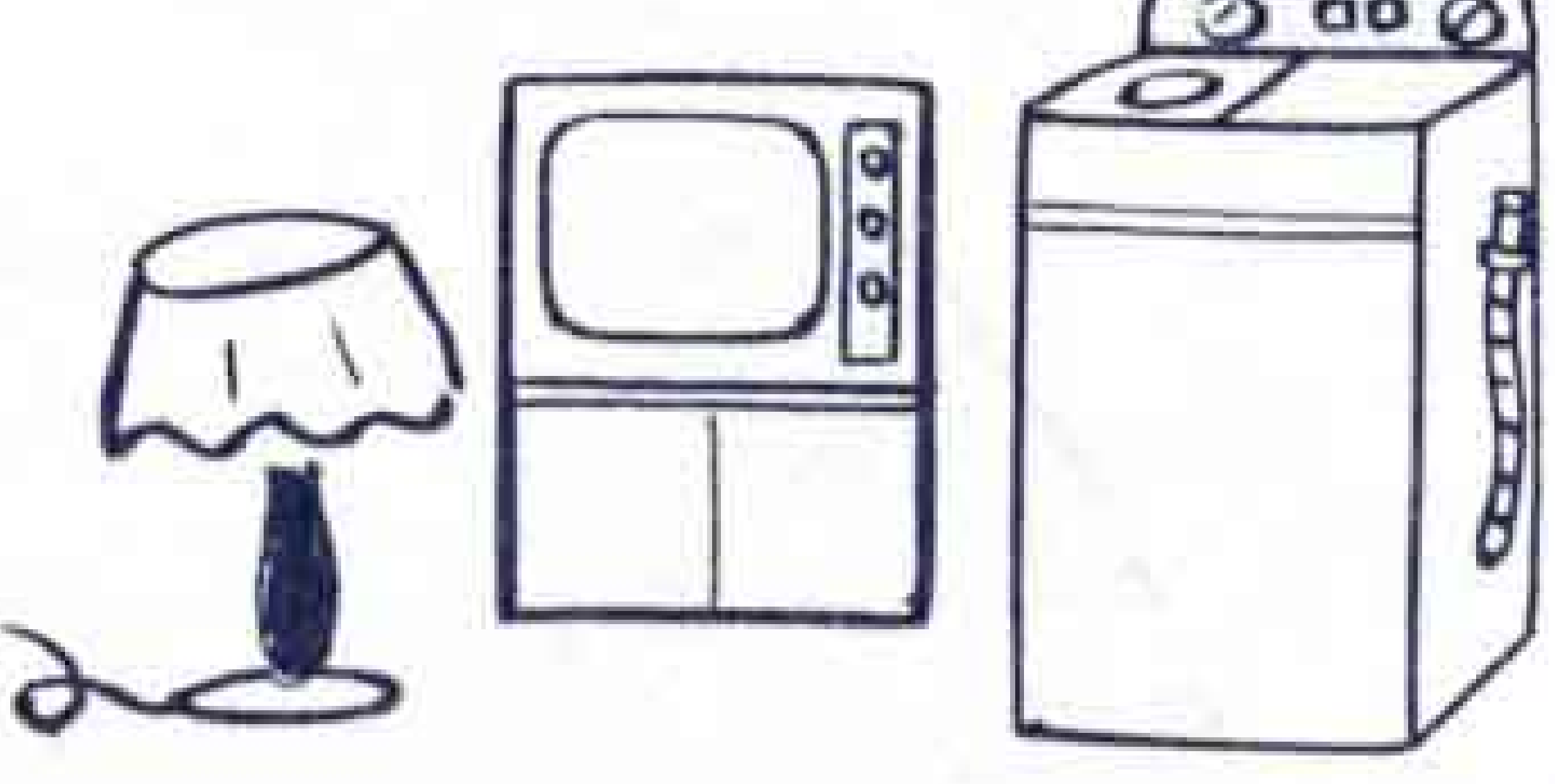


### 市有財産の状況

	有価証券 22,558,200円
	土地 6,884,199 m <sup>2</sup>
	建物 407,177 m <sup>2</sup>
	立木 146,427 m <sup>3</sup>
	車両 194台

### 市民の市税負担の状況

■世帯 56,885戸  
■人口 204,990人

(昭和52年9月30日現在)

	●市民税 一世帯当り 87,232円 一人当り 24,207円
	●固定資産税 一世帯当り 83,775円 一人当り 23,248円
	●軽自動車税 一世帯当り 927円 一人当り 257円
	●市たばこ消費税 一世帯当り 7,322円 一人当り 2,032円
	●ガス税 一世帯当り 636円 一人当り 176円
	●電気税 一世帯当り 19,341円 一人当り 5,367円
	●木材引取税 一世帯当り 28円 一人当り 8円
	●特別土地保有税 一世帯当り 6,245円 一人当り 1,733円
	●都市計画税 一世帯当り 7,758円 一人当り 2,153円



水道事業会計昭和51年度決算見込額と  
昭和52年度執行状況

(昭和52年9月30日現在)

★昭和51年度決算見込額

収益的收入  
10億4,114万円  
収益の支出  
10億1,723万7千円  
資本的收入  
5億804万8千円  
資本の支出  
6億5,556万6千円



資本的收入額が資本の支出額に不足する額1億4,751万8千円は、  
年度損益勘定留保資金1億3,879万4千円と建設改良積立金872万4千円で補てんした。



★昭和52年度上半期執行額

収益的收入 5億783万4千円  
収益の支出 4億2,049万9千円  
資本的收入 543万6千円  
資本の支出 1億861万6千円



資本的收入額が資本の支出額に  
対し不足する額1億7,067万円は、  
当年度分損益勘定留保資金1億  
6,875万7千円と建設改良積立金  
1,91万3千円で補てんするもの  
とする。

病院事業会計昭和51年度決算見込額と  
昭和52年度執行状況

(昭和52年9月30日現在)

★昭和51年度決算見込額

収益的收入  
21億2,424万1千円  
収益の支出  
20億9,826万2千円  
資本的收入 6,432万円  
資本の支出  
1億2,494万9千円



資本的收入額が資本の支出額に対し不足する額 6,062万9千円は  
{ 過年度分損益勘定留保資金 3,283万1千円 }  
{ 当年度分損益勘定留保資金2,779万8千円 } で補てんした。

★昭和52年度上半期執行額

収益的收入 12億3,063万2千円  
収益の支出 11億3,919万6千円  
資本的收入 0円  
資本の支出 2,939万2千円



資本的收入額が資本の支出額に  
対し不足する額 8,463万4千円は  
{ 過年度分損益勘定留保資金  
2,261万円 }  
{ 当年度分損益勘定留保資金  
6,202万4千円 }  
で補てんする。

昭和51年度 特別会計決算見込の状況

(単位・千円)

会 計 名	歳 入 額	歳 出 額
国 保 会 計	2,466,440	2,366,529
下 水 道 会 計	1,205,773	1,183,741
青 島・津 田 会 計	12,996	9,970
依 田 原 新 田 会 計	714,513	714,195
富 士 中 部 会 計	23,510	23,378
学 校 給 食 会 計	90,157	87,079
魚 市 場 会 計	12,109	12,109
地 方 卸 売 市 場 会 計	542,527	542,362
駐 車 場 会 計	77,927	66,009
公 共 用 地 先 行 取 得 会 計	472,599	468,279
内 山 会 計	53,371	31,137
旧 吉 原 会 計	1,492	0
旧 島 田 会 計	2,836	367
旧 今 泉 会 計	12,130	4,357
旧今泉・一色・神戸・今宮会計	6,725	1,246
旧 元 吉 原 会 計	1,519	500
旧 須 津 会 計	2,326	370
旧 吉 永 会 計	4,373	2,562
旧 原 田 会 計	4,394	1,048
合 計	5,707,717	5,515,238

# 心ゆたかであくましい青少年を育成しよう

## 年末年始に青少年を守り育てる運動

### 推進期間・52年12月12日～53年1月10日

「青少年の非行事故を未然に防ぎ良好な環境づくりをすすめよう」及び「明るい家庭づくりをすすめ地域の活動に積極的に参加させよう」とこの二つを重点目標として12月12日から53年1月10日まで「年末年始に青少年を守り育てる運動」をくりひろげることになりました。市及

び市教育委員会、富士警察署では市内の青少年問題協議会、青少年補導センター運営協議会をはじめ19地区教育推進会、町内連合会、子ども世話人連絡協議会など市内のあらゆる団体を推進母体に、この運動の目標達成のため次の四つの柱を掲げ、積極的に市民に呼びかけています。

#### 有害な雑誌、ポスター、看板 たまり場等を追放しよう



- ・よい本を読む習慣つけ、読んだら話し合おう。
- ・おとなが姿勢を正そう。
- ・白ポスト利用運動をすすめよう。
- ・自動販売機、スタンド販売による有害誌の販売を排除しよう。

#### 万引や性非行をなくそう

- ・物を大切にすることを身につけさせよう。
- ・子どもの外泊は、非行の一つの要

因になりやすいので、外泊する時は外泊先との連絡をとろう。

- ・青少年の「たまり場」になっている場所を排除しよう。
- ・シンナー類など薬物乱用防止につとめよう。



#### 交通安全を心がけよう

- ・「正しい歩行、安全な自転車の乗り方」の指導をしよう。
- ・外出時に「…気をつけて」の一口指



導を必ずしよう。

- ・車両のカギ（キー）の管理を徹底しよう。

#### 明るい家庭と地域活動に参加させよう



- ・あいさつを習慣化し、感謝の気持ちをもたせよう。
- ・トリム（体力づくり）運動で寒さに負けない体を鍛えさせよう。
- ・伝統的季節行事に参加させよう。（すす払い、ドンドン焼、初もうで、書き初め等。）

## 飲酒運転絶滅『三ない運動』

- 乗るなら 飲まない
- 乗るなら 飲ませない
- 飲んだら 乗らない



## 1、2位に入賞 吉原一中・総合体育大会で

昭和52年度富士市中学校総合体育大会で入賞した表彰受与式がこのほど市長室で行われました。学校別対抗で総合優勝した男子の部では鷹岡中が総合得点19点で1位に、ついで吉原一中が17点で惜しくも2位に、吉原二中が16点で3位に入りました。

また女子の部では、吉原一中が13点で総合優勝に輝き2位に富士中、3位には吉原二中と須津中が同点入賞しました。この中学校の総合体育大会は去る7月17日から11月5日まで陸上、駅伝、水泳、サッカーなど14種目にわたって学校別対抗で熱戦をくりひろげ、今回の成績となったものです。



## 市内の福祉施設へ 灯油120缶を贈る

寒い冬をむかえて市内の福祉施設へ暖房用に灯油を使ってくださいと18ℓ缶入り120缶の暖かいプレゼントが市福祉事務所にありました。

この贈り主は、石油商業組合富士支部吉原ブロック(山崎勝郎会長)で、11月29日第1回分として59缶が贈られ早速市内の吉原老人ホーム、ふじやま学園、誠信会、鷹岡の憩の家、滝川の福祉センターへ配分しました。また第2回目分は、12月21日に更に61缶の灯油がとどき、市内の福祉施設へプレゼントすることになっています。

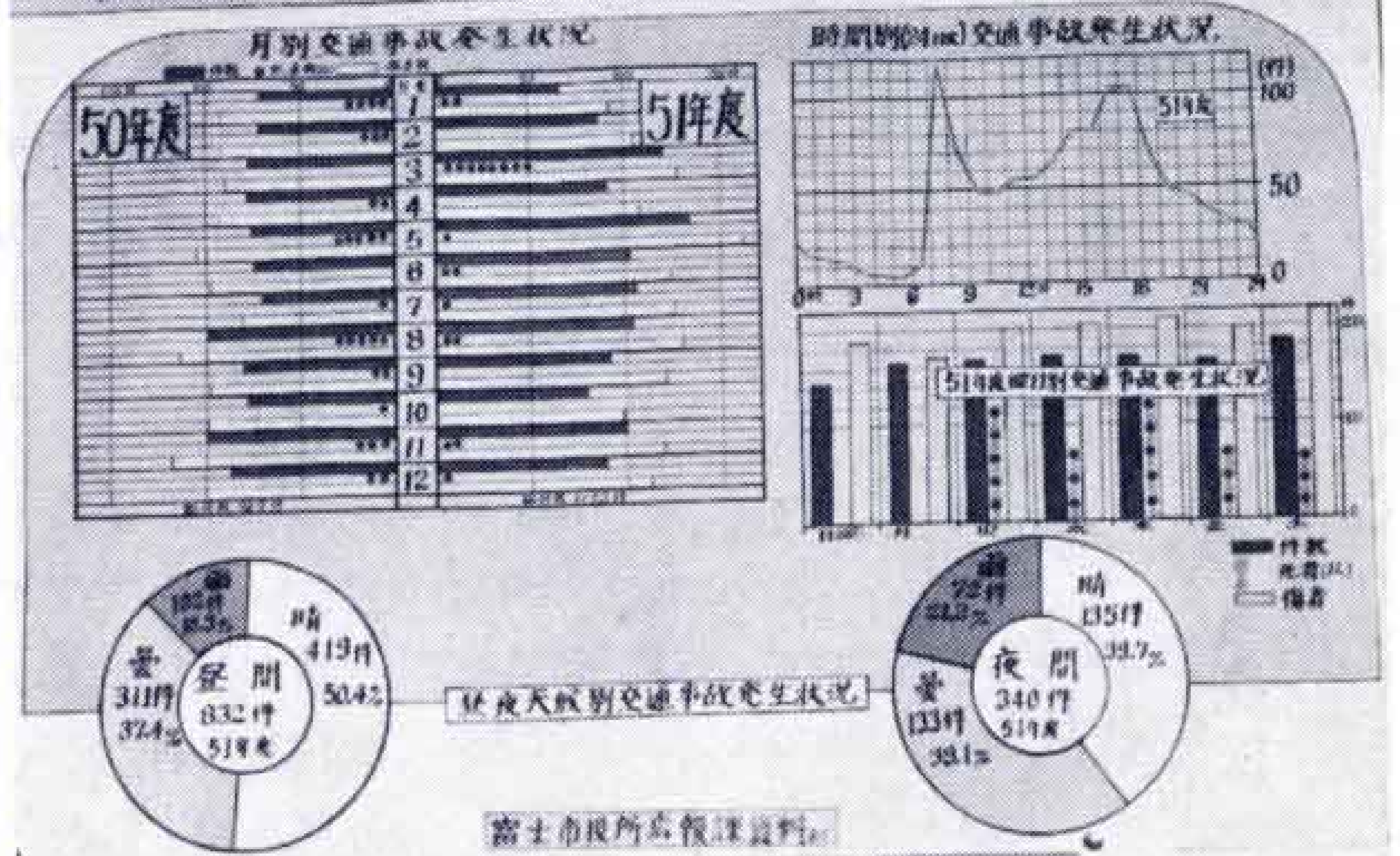


## 盛況だった 第9回市婦人祭



第9回富士市婦人祭が11月19日と20日の2日間、吉原市民会館で開かれました。ことしのテーマは「豊かな心の道にあう婦人祭」で初日の19日は同会館ホールにおいて「婦人の社会性」と題して望月八千代主婦連合会長の講演があり、また20日には各地区の婦人会の交流をかねフアミリーサロンが開かれ活発な意見の交換がありました。このほか会場の各会議室では、婦人会員の手づくりの作品が「趣味の広場」や「くらしの部屋」などに展示され会場は訪づれた人たちで賑わいました。

## 富士市の5051年度交通事故発生状況



## 高橋君に市長賞

### 市内小中学校の統計図表展

この写真の作品は、このほど吉原市民会館で展示された昭和52年度富士市小中学校統計図表コンクールで市長賞に選ばれた市立第三中学校の高橋直幹君のすばらしい作品です。

審査の講評では図柄、色彩とも他の作品にくらべ抜群で中でもパイグラフ、棒グラフ、線グラフなど巧みに配置され、しかもわかりやすくできているという。今回の出品数は、小学校が138点、中学校が87点でこのうち小中学校とも各23点がそれぞれ入選しました。

# 浸水住宅改良(かさ上げ)に 費用の一部を助成します

大雨等による住宅への浸水被害を防止するため住宅の改良を行なう人に、その費用の一部を助成します。

### ●助成の対象

銀行その他市長の認める金融機関等から改良に要する資金を借入れた人。

### ●助成金

助成の対象となる費用の額に年利率が8.5%を超える時は8.5%を、8.5%以下のときはその利率をもって貸付を受けた日から5カ年間の元利均等月賦償還の条件により算出した利子に相当する金額。

対象の額は改良の資金として金融機関から借り入れた額のうち、嵩上げ(かさあげ)に要する経費。この場合経費が200万円を超えるときは、200万円まで、200万円以下のときはその額とします。

### 「例」

●金融機関等から200万円、年利8.5%、5年間の元利均等月賦償還利子(助成金)の場合は46万1,920円

になります。

●金融機関等から200万円、年利8.16%、5年間の元利均等月賦償還利子(助成金)の場合は44万2,360円になります。

なお詳細については市役所建設部管理課住宅管理係にお問い合わせください。

(電話51-0123、内線346)

タバコは市内で買いましょう

## ボランティア活動

ボランティアということばは篤志家とか民間有志の人という意味で自分の能力に応じて社会のために奉仕する人たちのことです。社会福祉事業について専門知識、訓練の有無を問わず常時又は臨時に無報酬で活動する人たちです。



# 保母受験の講習会開く

静岡県保母会では、本年度第2回受験者のための講習会を次の要領により開催します。この講習会の日程は53年1月20日(県庁西館大会議室)と1月31日(県民会館)で午前9時から午後4時まで開きます。科目は保育実習(音楽、保育一般)で、講師

は厚生保育専門学校の田島定之先生と常葉短期大学の杉山雅己先生が担当します。受講者は、当日会場で申し込み書に必要事項を記入し、1日1,000円の受講料と共に係員に提出してください。くわしいことは電話51-0123、内線311保育課へご連絡を

### 12年 月始 との 当直 医



休日当直医院は、富士市医師会が急病者のために定めたものです。当直医院は急病のときだけご利用ください。

### ■12月18日

外科 秋山医院(富士岡 34-0075)  
渡辺病院(錦町1 51-3751)  
産婦人科 鈴木医院(今泉1 52-1712)

### ■12月25日

外科 藤井医院(松岡 61-7811)  
米山病院(吉原4 52-3060)  
産婦人科 柵山医院(厚原 71-4771)

### ■12月29日

外科 戸田医院(横割1 63-5213)  
米山病院(吉原4 52-3060)  
産婦人科 長野医院(柚木 61-5213)

### ■12月30日

外科 吉原病院(南町 52-0780)  
秋山医院(富士岡 34-0075)  
産婦人科 山下医院(国久保52-0611)

### ■12月31日

外科 松本医院(久沢 71-2570)  
芦川病院(中央町2 52-2480)  
産婦人科 米山病院(吉原4 52-3060)

### ■1月1日

外科 中央病院(本市場 61-8800)  
山崎医院(厚原 71-3315)  
産婦人科 窪田医院(平垣 61-3100)

### ■1月2日

外科 川村医院(富士中島 61-4050)  
渡辺病院(錦町1 51-3751)

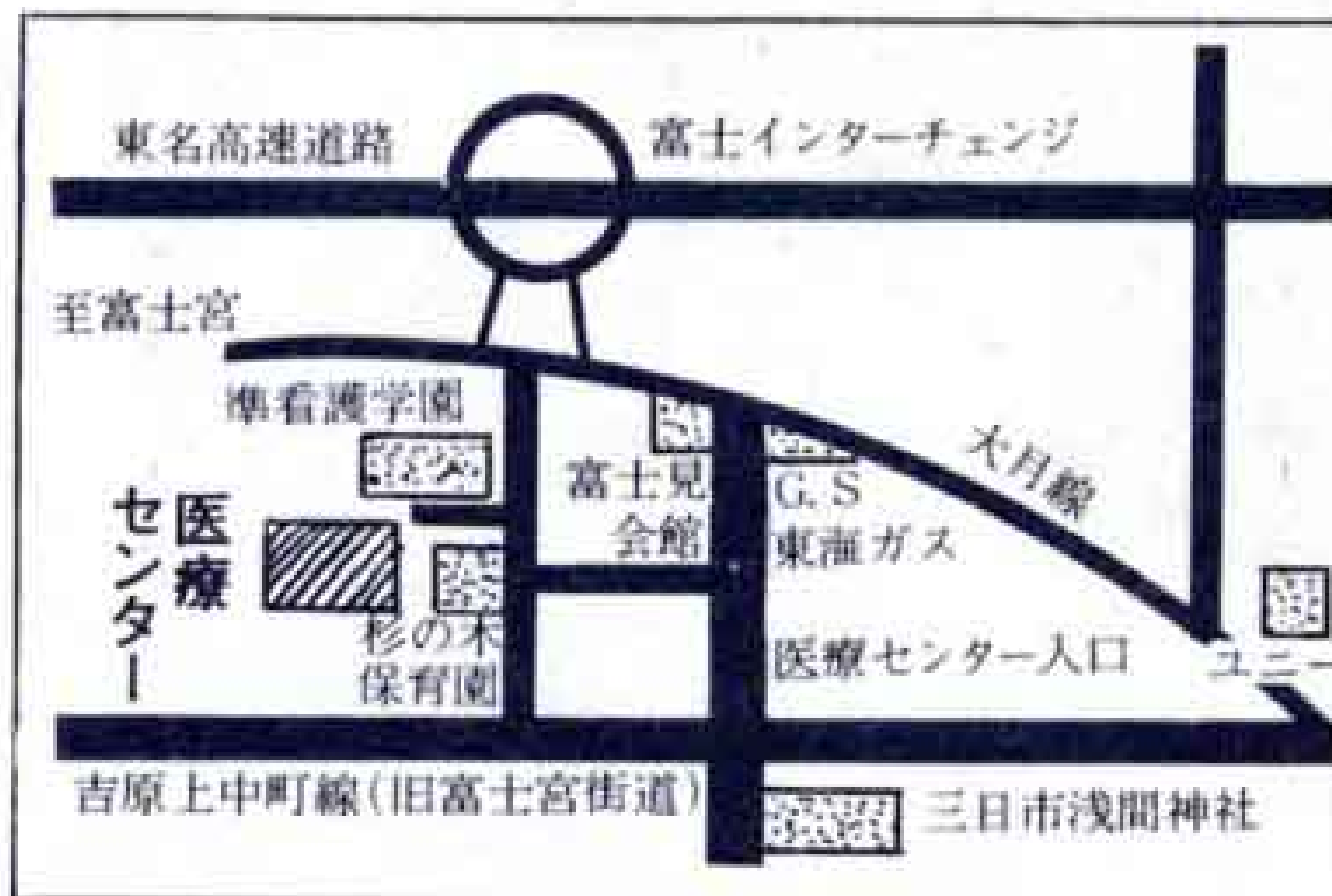
### ■1月3日

外科 清河医院(広見町6 52-6212)

外科 米山病院(吉原4 52-3060)

産婦人科 谷医院(八幡町 61-0039)

※内科、小児科は富士医師会が「医療センター」で行っています。診療時間は午前9時から午後5時までです。ただし受付時間は4時30分までです。医療センターでは、日曜祭日以外は行っておりません。



医療センターの住所は「富士市伝法字杉ノ木2850-2(長者町)」電話は52-3104です。